

保安規定に規定すべき事項の確認表

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和6年1月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当場所 (保安規定の反映状況)
<p>(1) 新たに、第5章第33条の2として「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いに関する事項を追加する。</p>	<p>① 放射線管理 安全管理部放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))の考え方にに基づき、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2) 使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>(4) 適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。</p>	<p>保安規定 第5章 第33条の2(変更あり(新規条文))</p>

使用施設保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和6年1月31日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当場所 (保安規定の反映状況)
<p>(2)第2章第5条(職務)のうち、以下の管理部(管理課長)の業務を安全管理部(施設管理グループ長)へ移管するとともに、それに伴う保守管理に関する条項を変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること ・通報連絡設備、消火設備な火災警報設備の保守に関すること 	<p>① 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織 当該管理は、安全管理部(施設管理グループ長又は安全管理部長)が実施する。それぞれの職務については、保安規定第5条(4)、保安規定第5条(5)及び保安規定第5条(8)の既定のとおり。</p>	<p>保安規定 第2章 第5条(4)(変更なし) 保安規定 第2章 第5条(5)(変更あり(条文追加)) 保安規定 第2章 第5条(8)(変更あり(条文削除))</p>
	<p>② 管理区域及び周辺監視区域の設定等 安全管理部(施設管理グループ長又は安全管理部長)は、周辺監視区域の維持及び立入制限に関する業務を行う。</p>	<p>保安規定 第5章 第30条の1(変更なし) 保安規定 第5章 第30条の2(変更あり(条文変更))</p>
	<p>③ 使用施設等の施設管理 安全管理部施設管理グループ長(以下、施設管理グループ長)は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号一七(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていることに関し、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関する業務を行う。</p>	<p>保安規定 第7章 第41条の1(変更なし) 保安規定 第7章 第41条の2第1項(変更なし)) 保安規定 第7章 第41条の2第2項(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第41条の3第1項及び第2項(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第41条の4第1項及び第2項(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第42条の1(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第42条の2(変更なし) 保安規定 第7章 第42条の3第1項、第2項及び第3項(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第42条の4第1項、第2項、第3項及び第4項(変更あり(条文変更)) 保安規定 第7章 第42条の5第1項及び第2項(変更あり(条文変更))</p>
	<p>④ 記録及び報告 施設管理グループ長は、使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し管理するための措置が定められていることに関し、警報装置から発せられた警報の内容等を記録し規定に定められた期間保存する業務を行う。</p>	<p>保安規定 第11章 第61条(変更あり(条文変更)) 保安規定 第11章 第61条の別表第16(1)第1欄(変更なし) 保安規定 第11章 第61条の別表第16(1)第2欄(変更あり(記載事項3記録責任者及び保存責任者変更)) 保安規定 第11章 第61条の別表第16(1)第3欄(変更なし) 保安規定 第11章 第61条の(2)(変更なし)</p>